

輸入食品に対する検査命令の実施について（中国産はちみつ）

以下のとおり輸入者に対して、本日から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
中国産はちみつ及びその加工品	クロラムフェニコール*	輸入者の自主検査及び検疫所のモニタリング検査の結果、中国産はちみつからクロラムフェニコールを検出したため検査命令を実施するもの。

* 抗生物質

<参考1> 中国産はちみつのクロラムフェニコールに係る違反事例

1. 品名：はちみつ

輸入者：北大貿易株式会社

届出数量及び重量：74 ドラム、21,460kg

製造者：HENAN YILONG IMPORT AND EXPORT COMPANY LTD.

検査結果：クロラムフェニコール 0.0006ppm（基準：不検出）※1

届出先：福岡検疫所

違反確定日：平成19年4月5日

措置状況：全量積戻し済み※2

2. 品名：はちみつ

輸入者：正栄食品工業株式会社

届出数量及び重量：70 ドラム、20,300kg

製造者：TIANJIN NATIVE PRODUCE I/E GROUP CORPORATION LTD.

検査結果：クロラムフェニコール 0.0011ppm（基準：不検出）※1

届出先：横浜検疫所

違反確定日：平成19年9月25日

措置状況：全量保管中※2

※1 クロラムフェニコールについては、国際機関において一日許容摂取量（ADI）が設定されていないことから、食品中に不検出とする基準を設定しています。

※2 違反品は国内に流通していません。

<参考2> 中国産はちみつ輸入実績

年次	届出件数	届出重量(t)	検査件数 ^{*1}	違反件数
平成19年 ^{*2}	589	57,523	190	2

*1 クロラムフェニコールに係る検査

*2 平成19年9月26日現在 速報値